

# 日 EU 経済連携協定 (EPA) 発効後の 日本ワインの輸出とその課題

蛭原 健介

## 1 はじめに

2019年2月1日、日EU経済連携協定(EPA)が発効した。経済連携協定は、ワインの取引に多大な影響を与えることが少なくない。古くは、今から150年以上も前に遡るが、1860年の英仏通商条約にその典型を見ることができるであろう。英仏通商条約は、フランスワインに課されていた関税を大幅に引き下げ、とくにボルドーワインのイギリス向け輸出に大きな影響を与えたといわれている。

ヒュー・ジョンソンが述べているように、英仏通商条約は「イギリス人をポート・ワインに追いやった、ほぼ2世紀にわたるフランス・ワインに対する差別待遇を終わらせることになった」。これによって「突然、イギリスに入るフランスのテーブル・ワインの関税は、1815年の20分の1」になり、そのおかげで、「1860年から73年までの間に、イギリス……のフランス・ワインの輸入量は8倍にも増加した」<sup>(1)</sup>のである。

ヒュー・ジョンソンによると、ボルドーワインの生産量は、英仏通商条約以前の1858年には190万ヘクトリットルであったのが、1862年には320万、1869年は450万、1874年には500万ヘクトリットルを超えるまでに増加したという。この増加分のうちの相当な割合がイギリス向け輸出であったことは想

## 日 EU 経済連携協定（EPA）発効後の日本ワインの輸出とその課題

像に難くない。ナポレオン 3 世の下で行われた有名な 1855 年の格付けによるブランド確立ともあいまって、英仏通商条約はボルドーに未曾有の繁栄をもたらすこととなった。

日本におけるワイン生産量・消費量は、欧米諸国に比べると少ないとはいえ、EPA が日本国内のワイン市場に及ぼしうの影響は、決して無視することができない。2007 年 9 月に発効した日チリ・EPA の例を見ても、それ以前はフランスをはじめとする EU 諸国が牛耳っていた輸入ワイン市場の勢力図は塗り替えられ、一時はチリ産ワインが日本市場においてトップのシェアを獲得するほどまで伸長している。2010 年代を通して、日本国内のワイン消費量が増加したのも、安価なチリワインが寄与するところが大きいといわれている。

最近では、2020 年 1 月 1 日に日米貿易協定が発効し、2025 年 4 月 1 日までにアメリカ産ワインの関税が段階的に引き下げられることとなった。従来 1 リットルあたり 45 円となっていたバルクワインの関税は、ボトルワインに先行して、協定発効と同時に撤廃された。バルクワインをはじめとする低価格帯のアメリカ産ワインは、関税の軽減・撤廃にともない、今後、輸入量が増加していくものと予想されている。

EPA は、たんなる関税削減にとどまらず、非関税障壁の除去、知的財産、投資などさまざまな分野にかかわってくる。とくに酒類に関しては、地理的表示 (GI) のほか、醸造方法、添加物、ラベル表示規制、容器容量規制なども、EPA 交渉において取り上げられる事項となる。

2013 年 4 月に交渉がはじまった日 EU の EPA においても、関税はもちろんのこと、種々の分野について交渉が積み重ねられた。ワインの関税に関しては、最終的に、日本側・EU 側ともに協定発効と同時に撤廃することで合意にいたった。過去の日チリ・EPA や日豪・EPA では、即時撤廃ではなく、段階的な関税撤廃にとどまっていたことからすると、日 EU ・EPA の特異性がきわだっている。

さらに注目すべきは、日 EU・EPA が、日本産酒類の EU 向け輸出環境に資する重要な成果をもたらすこととなった点である。なかでも、近年、品質向上により国内外で注目されつつある「日本ワイン」、すなわち、日本国内で収穫されたぶどうのみを使用し、日本国内で製造されたワインの輸出環境は、この EPA によって劇的に改善されることとなった。

そもそも、EU に向けて日本産ワインを輸出することはきわめて困難であった。伝統的なワイン生産国からなる EU は、チリやオーストラリアをはじめとする新世界 (ニューワールド) のワイン生産国にくらべて、ことのほか厳格なワイン法を定めている。EU 域内で生産されるワインはもちろんのこと、域外から輸入されるワインについても、EU ワイン法の定めた基準を満たすことが要求されている。こうした取扱いの背景には、EU 市場においてワイン消費の減少に歯止めがかからず、生産過剰が深刻化しているなかで、これ以上、域外のワインに市場シェアを奪われたくないという生産国の危機感も見えてくる<sup>(2)</sup>。

日 EU・EPA 交渉の結果、こうした輸入規制は大幅に緩和され、日本ワインの定義に合致するワインについては、EU ワイン法の基準とは無関係に輸出することが可能になった。消費者保護の観点から、いくつかの規制 (容器容量規制や二酸化硫黄の上限など) は残されているとはいえ、EPA による輸入規制緩和は、日本ワインの輸出拡大に大きく寄与するものといえよう。

本稿のねらいは、ワインに関する各種規制の撤廃・緩和という観点から、日 EU・EPA 交渉の到達点を確認するとともに、EPA を通して浮かび上がった日本ワインの課題を明らかにすることにある。まず、日 EU・EPA 発効以前における日本ワインの EU 向け輸出手続がどのようなものであったのか、および、EU 法の定める一般的なワイン醸造基準を見ておく。次に、EPA 発効により、EU における日本ワインの輸入手続にどのような変化がもたらされたのか、また、それにともない、日本側ではいかなる条件を満たすことが求められるようになったのかを明らかにする。さらに、EPA によって EU においても保護を

## 日 EU 経済連携協定（EPA）発効後の日本ワインの輸出とその課題

受けることとなった日本の地理的表示を取り上げつつ、二国間協定を通じた地理的表示の相互保護が、EUのみならず多くの国との間で実現されるべきことを論じる。そして、最後に、EPAの意義を再確認しつつ、ワイン法の運用の観点から、日本ワインの品質向上のための課題を整理しておきたい。

## 2 EPA 発効以前の手続

### （1）日本ワインにも適用される EU ワイン法

日本におけるワイン造りの歴史は明治時代にまで遡るが、ワイン愛好家の間では地味な存在にすぎなかった日本ワインが注目されるようになったのは、2000年代半ば頃のことである。以後、日本ワインの中にも高品質なものが存在することが知られるようになり、海外のコンクールで受賞するワインが相次いだ。健康志向が追い風となって、海外では和食ブームが広がり、世界各国で日本料理店が続々とオープンするといった状況の中で、日本ワインを海外に輸出する機運が高まった。

とはいえ、EUは、いわばワインの本場であり、数々の銘醸ワインや、コストパフォーマンスの高いワインで溢れている。市場は飽和状態にあり、競争力のあるワインでなければ輸出で成功することは難しい。高品質な日本ワインの多くはワイン醸造用の欧州系品種（ヴィティス・ヴィニフェラ種）を使用したものであるが、そうしたワインをEUに輸出しても、品質やコストの面で、ヨーロッパのワインには太刀打ちできない。そこで、ヨーロッパには存在しない日本ならではのワインとして、和食とのすぐれた相性をアピールしつつ、日本固有の品種である甲州種のワインの輸出が試みられることとなった。

しかし、日本ワインをEUへ輸出するにあたって、大きな障壁となったのがEUワイン法の存在である。日本ワインであっても、EUワイン法の定める基

## 日 EU 経済連携協定 (EPA) 発効後の日本ワインの輸出とその課題

準に適合するワインでなければ輸出することができない。しかも、EU が承認した検査機関によるその証明が義務付けられている。コストや手間を考えると、日本ワインをわざわざ EU に輸出するメリットはほとんどなかった。

EU ワイン法は、現在では、ワインのみならず、その他の農産物にも適用される共通市場制度に関する EU 規則に一本化されている。2013 年 12 月 17 日の欧州議会・理事会規則 1308/2013<sup>(3)</sup>がそうである。その 90 条 2 項は、EU 域外からのワインの輸入手続について規定しており、「EU 機能条約にしたがう国際協定のある場合」を除き、輸入されるワインは、「本規則にしたがって EU により認可されたワイン醸造行為」により、または、EU によるワイン醸造行為の認可の前には、「OIV が勧奨し公表しているワイン醸造行為」によって生産されなければならない、と定めている。

そのうえで、EU 域外からのワインの輸入に際して、90 条 3 項は、(a)同 2 項などの条項を遵守したことを示す証明書で、EU が公開しているリストに含まれる、ワイン原産国の公的機関が証明し、発行したもの、さらに、(b)ワイン原産国が指定する機関または部門によって作成された分析報告書の提出を義務付けている。これらの証明書および分析報告書の細則は、2018 年 12 月 11 日の委員会委任規則 2018/273 に定められており、証明に使用される「VI 1 文書」の様式や、ワイン原産国における認証機関に関する規定が置かれている<sup>(4)</sup>。もっとも、ごく少量の輸出については、これらの書類の添付は要求されない。同規則 21 条には、合計 100 リットル以下のビン詰ワインを輸出する場合、証明書・分析報告書の添付義務が免除されるとの規定が置かれているからである。しかし、免除されるのはこれらの書類を添付する義務だけであり、「EU により認可されたワイン醸造行為」または「OIV が勧奨し公表しているワイン醸造行為」にしたがう義務まで免除されることを意味するものではない。合計 100 リットル以下のビン詰ワインの輸出についても、そのワインは EU ワイン法の定める基準に適合するものでなければならない。

## （2）EU のワイン醸造基準

現在の輸入手続は、上記の欧州議会・理事会規則 1308/2013 および委員会委任規則 2018/273 にもとづいて進められているが、日本においては、現行規則以前の 2007 年 11 月から、独立行政法人酒類総合研究所が、欧州委員会に登録された証明書・分析報告書発行機関として、これらの書類の発行業務を行ってきた。

100 リットルを超えるワインの輸入手続において必要となる「VI 1 文書」によって証明される事項は、当該ワインが EU の定める定義・分類にしたがっていること、かつ、OIV が勧奨し公表しているワイン醸造行為、または、EU が認可しているワイン醸造行為のいずれかにしたがって製造されていることである。

このうち、EU の定めるワインの定義は、欧州議会・理事会規則 1308/2013 附則Ⅶ第Ⅱ部に規定されている。その定義によれば、ワインとは、新鮮なブドウまたはブドウ果汁をアルコール発酵させて造られた産品に限定される。また、実アルコール濃度は 9% 以上（ワイン生産ゾーン A および B では 8.5% 以上）でなければならない。ただし、一部の AOP（保護原産地呼称）・IGP（保護地理的表示）カテゴリーのワインについては 4.5% 以上でよいとする例外も置かれている。実アルコール濃度の上限は、15% を超えてはならないというのが原則で、AOP カテゴリーかつ補糖されていないワインについては 15% を超えることも認められる。一部のゾーンの補糖されていないワインは 20% まで上限が引き上げられる。総酸度については、原則として酒石酸換算で 3.5g/L 以上でなければならない<sup>5)</sup>。

さらに、同規則の附則Ⅷ第Ⅰ部では、補糖、補酸および除酸の限度が規定されている。その可否および限度は、ワイン生産地域によって異なるが、山梨県甲州市に当てはめた場合、補糖による増加可能な天然アルコール濃度は、甲州

## 日 EU 経済連携協定 (EPA) 発効後の日本ワインの輸出とその課題

種で3%、その他の品種では2%が上限となる(ただし、気象条件が例外的な年には、甲州種で3.5%、その他の品種では2.5%が上限)。また、補糖を行った場合、補糖後の総アルコール濃度は白ワインでは12%、赤ワインでは12.5%を超えてはならない<sup>(6)</sup>。補糖のために使用できるのはショ糖のみであり、日本で認められているブドウ糖または果糖を使うことは、EU法では認められていない。

補酸については、ブドウ果汁の段階で1.5g/L、ワインの段階では2.5g/Lが上限であり、除酸については、1g/Lが上限となっている。もっとも、EU内においては、補酸が禁止されていたり、または除酸が禁止されているワイン生産ゾーンもある(ただし、気候条件が例外的な年には、禁止されているゾーンでの補酸が認められる場合もある)。日本においても、地理的表示「北海道」の生産基準では、原則として補酸は認められていない<sup>(7)</sup>。

EUで認められる醸造行為や添加物については、2019年3月12日の委員会委任規則2019/934で定められている<sup>(8)</sup>。その附則IBでは二酸化硫黄(亜硫酸)の上限が、附則ICにおいては、揮発酸の上限が設定されている。それによると、二酸化硫黄の上限は、赤ワインで150mg/L、白・ロゼワインでは200mg/L(いずれも転化糖換算糖度5g/L未満の場合)というのが原則である。転化糖換算糖度5g/L以上のものについては、赤ワインで200mg/L、白・ロゼワインでは250mg/Lが上限とされており、フランスのソーテルヌなどの極甘口ワインについては、400mg/Lまで認められている。スパークリングワインは、一般のものが235mg/L、「クオリティスパークリングワイン」は185mg/Lが上限となっている。

揮発酸の上限値については、赤ワインが1リットルあたり20ミリ当量以下(1.2g/L以下)、白・ロゼワインが18ミリ当量以下(1.08g/L以下)に設定されている。なお、日本においては、地理的表示ワインでは生産基準書に揮発酸の上限値を定めることになっている<sup>(9)</sup>が、それ以外のワインについては、こうした揮発酸の基準値は定められていない。

## 日 EU 経済連携協定（EPA）発効後の日本ワインの輸出とその課題

以上のようなワイン醸造に関する EU の基準は、日本における醸造基準とは大きく異なっており、とくに補糖におけるショ糖の使用量や揮発酸については、基準を満たすことが容易ではなかったという。使用できるブドウ品種もヴィティス・ヴィニフェラ種またはその交配種に限定されていたため、日本で生産量が多いラブルスカ種やヤマブドウを使用して製造されたワインを EU へ輸出することは不可能であった（甲州は、ヴィティス・ヴィニフェラ種の交配種という取扱い）。加えて、ラベル表示に関しても、ヴィニフェラ種以外の品種については、OIV などの国際機関によって登録された品種でなければ表示することができず、それゆえ、当初、日本固有の品種である甲州やマスカット・ベリー A の品種名をラベルに記載して EU へ輸出することは断念せざるをえなかったのである<sup>(10)</sup>。

### 3 EPA による輸入規制の撤廃・緩和

#### （1）規制撤廃の前提としての添加物の承認

こうした厳しい EU の基準は、日本のみならず、EU 市場に向けて自国のワインを輸出する国の生産者を悩ませることとなる。とくに、新世界のワイン生産国は、EU 市場への輸出が占める割合が多く、輸出が不可能になることで受ける影響は計り知れない。そこで、アメリカ、チリ、オーストラリアなどの国々は、EU との間で、EPA ないしは個別協定を締結し、当事者国同士で問題解決を図ってきた。具体的には、EU との間でワイン醸造方法について相互承認し、自国のワインを EU 法上のワインとみなすことを EU に認めてもらう。そのうえで、EU に向けて輸出されるワインについて「自国におけるワイン醸造方法にしたがっていること」の証明書を添付するだけで EU への通関を認めさせ、さらに、その証明書は公的機関発行ではなく、事業者による自己証明でよいと



## 日 EU 経済連携協定 (EPA) 発効後の日本ワインの輸出とその課題

する取扱いを EU に認めてもらうことにより、障壁を事実上解消させるという解決方法である<sup>(11)</sup>。EU にとっても、これと引き換えに、地理的表示の相互保護や相手国における伝統的表現 (EU が保護を求めている「シャトー」、「グラン・クリュ」などの表現) の保護などの点でメリットが得られる。

日 EU の EPA 交渉においても、こうしたアプローチが模索された。しかし、アメリカなどとは異なり、そもそも EU 市場では日本産ワインはほとんど知られておらず、取扱量も非常に限られていた。2015 年 10 月の国税庁告示によって「日本ワイン」が法律上の根拠をもって定義されるまでは、EU との交渉は事実上難しい状況にあったようである。にもかかわらず、日本側の法整備が進められてからは、「交渉開始の遅れを取り戻すかのごとく議論を迅速に深めることができ」、国税庁や酒類総合研究所による丁寧な説明やプレゼンテーションなどによって「EU 側の『日本ワイン』に対する理解を短期間で深めることができた」とされている<sup>(12)</sup>。

EU 側の輸入規制を撤廃してもらうためには、EU と日本との間で醸造方法の相互承認を実現することが前提となる。その際、EU で認められているワイン添加物を日本でも認める手続が不可欠となるのであるが、その手続はきわめて煩雑である<sup>(13)</sup>。しかも、海外では使用できるワイン醸造の添加物で、日本では認められていないものは決して少なくない。かといって、煩雑な手続を迅速に進めるために、食品衛生法等に定める通常の手続を一律に不要とすることは困難である。それによって食の安全が懸念されることになりかねないからである<sup>(14)</sup>。

筆者は直接交渉にかかわったわけではないが、この点に関して、EU 側との間では「厳しく複雑な交渉」が行われたようである。結局、「EU が指定するワイン添加物について、国税庁がワインに使用できるようにするための手続き等を順次行う……こととし、その見返りとして、EU 側は日本ワインに対する輸入規制ほぼ全てを撤廃する……とともに、酒類総研が登録した事業者による自己証明書を付して輸出することを承認する」という形で落ち着くことになっ

たという<sup>(15)</sup>。

## （2）三段階の承認手続

さて、日 EU・EPA を見てみると、第 2 章第 C 節「ぶどう酒製品の輸出の促進」において、ワインの添加物・醸造法を相互に承認する手続が定められている。日本側は、EU で認められているワイン添加物を承認するための手続を行い、EU 側は、日本で認められているワイン添加物を承認するための手続を行う。その手続は、以下のように、第 1 段階から第 3 段階まで、3 つの段階に分けられて進められることになっている（附属書 2-E ぶどう酒製品の輸出の促進）。

まず、日本側の手続であるが、厚生労働省等における食品衛生法等に定める所要の手続および国税庁における「酒類の保存のため混和することができる物品」等として認めるための手続を経る必要がある。EU ワイン法の認める添加物のうち、以下のものが第 1 段階に列挙されている。これらは、2019 年 2 月の EPA 発効と同時に、日本でも承認された。

### 第 1 段階で承認される添加物（EPA 効力発生の日 = 2019 年 2 月から）

アルギン酸カルシウム カラメル L (+) 酒石酸 リゾチーム 微結晶セルロース オークチップ パーライト アルギン酸カリウム ピロ亜硫酸カリウム = 亜硫酸水素カリウム ばれいしょたんぱく質 酵母たんぱく質抽出物
---

2019 年 2 月 1 日の協定発効に先立ち、同年 1 月 18 日には、法令解釈通達が

## 日 EU 経済連携協定 (EPA) 発効後の日本ワインの輸出とその課題

一部改正され、「発酵を助成促進し又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要最少限の」物品として、「果実酒及び甘味果実酒の製造工程中に加えるパーライト、ばれいしょたんぱく質、酵母たんぱく質抽出物、アルギン酸カルシウム、アルギン酸カリウム、リゾチーム、微結晶セルロース」が追加された。また、果実酒および甘味果実酒の「製造工程中に着香又は酸化防止の目的で加える必要最少限のチップ状又は小片状のオーク（ブナ科コナラ属の植物をいう。）」の使用も認められている。もっとも、EPA のリストは EU の要望をそのまま反映させたものであり、これらの添加物の中には、パーライトやピロ亜硫酸カリウムのように、すでに日本で認められていたものも含まれている<sup>(16)</sup>。

つぎに、第 2 段階の添加物は、以下のとおりであり、これらについて、「日本国は、附属書 2E 第 1 編第 C 節に掲げる醸造法を承認するため迅速に必要な手段をとり、及びその承認のための自国の手続が完了した旨を欧州連合に通告する」（協定第 2・26 条第 2 項）と規定されている。

### 第 2 段階（迅速に手続）

亜硫酸水素アンモニウム  
炭酸カルシウムおよび L (+) 酒石酸と L (-) リンゴ酸とのカルシウム複塩  
コウジカビ属由来のキチングルカン  
二炭酸ジメチル (DMDC)  
メタ酒石酸  
中性酒石酸カリウム  
中性酒石酸 (DL) カリウム  
ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体 (PVI/PVP)

さらに、以下の第 3 段階の添加物については、「日本国は、附属書 2E 第 1 編第 D 節に掲げる醸造法を承認するため必要な手段をとり、及びその承認のための自国の手続が完了した旨を欧州連合に通告する」（第 2・27 条第 2 項）と

規定されている。

第3段階
アルゴン フィチン酸カルシウム 酒石酸カルシウム 硫酸銅 カオリン（ケイ酸アルミニウム） マロラクティック発酵助剤 重炭酸カリウム = 炭酸水素カリウム = 酸性炭酸カリウム カゼインカリウム フェロシアン化カリウム

第2段階の添加物については、「迅速に」承認のために必要な手続をとることとなっているが、第3段階の添加物については、そのような文言は見当たらない。協定第2・29条では、日本・EUの両締約国が、第2段階の添加物の承認手続につき、「この協定の効力発生の日の後二年間は、定期的にかつ少なくとも年一回、第2・26条の規定の実施について検討すること」となっている。また、第3段階の添加物の承認手続については、「この協定の効力発生の日の後三年以内に第2・27条の規定の実施について検討すること」と定められており、さらに、第3段階の添加物の承認手続完了の通告が、協定発効から5年以内に交換されていない場合には、日本・EUの両締約国が協議を行うこととなっている。

第2段階と第3段階の承認手続の大きな違いは、日本側において第2段階の添加物の承認手続が遅れている場合には、ペナルティを課される可能性があること、すなわち、手続の遅れが、後述する「生産者による自己証明」の受入れ停止を招来しうるかどうかという点にある。

これまでに、第2段階の添加物に先行して承認手続が進められた第3段階の添加物も存在する。2019年9月に、法令解釈通達の一部改正され、「発酵を助

成促進し又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要最少限の」物品として、第3段階の添加物として列挙されていた「アルゴン」と「カオリン」が追加されている。この手続により、これらを使用した EU 産ワインの日本への輸入が可能になるとともに、日本国内におけるワイン醸造でもこれらの添加物の使用が可能となる。

### (3) EU で認められた日本ワインの醸造法

日 EU・EPA による日本側の添加物の承認手続については上述のとおりであるが、同様に、EU 側でも段階的に日本の添加物・醸造法が承認されることとなっている。

まず、第1段階の手続として、2019年2月の協定発効と同時に、以下に列挙する日本ワインの醸造法が EU で承認された。製法品質表示基準にいう日本ワインに該当するワインであれば、EU ワイン法の定める基準の一部について、その適用が免除され、以下の醸造法により醸造されたものであっても、EU での販売が認められる (附属書 2E 第2編第 B 節)。

- しよ糖、ぶどう糖および果糖による補糖。ただし、補糖のために使用される糖類の重量が当初のぶどうの搾汁に含有される糖類の重量を超えてはならない。
- 補酸または除酸。ただし、補酸または除酸が食品添加物に関する食品規格委員会の一般的な基準に適合していなければならない。
- ヴィティス・ヴィニフェラ種と異なる種を含む、いずれの品種のぶどうも日本ワインを生産するために使用することができる。ただし、これらのぶどうが日本国において収穫される場合に限る。
- アルコール分の下限は、実アルコール分で1% (容量)
- アルコール分の上限は、実アルコール分で15% (容量) 未満。ただし、補糖なしで生産された日本ワインについては、アルコール分の上限は、実アルコール分で20% (容量) 未満とすることができる。
- 総酸および揮発酸については、限度を課さない。
- ブランドー、甘味料 (糖類または日本国において収穫されたぶどうの搾汁もしくは濃縮搾汁の形態のもの) または日本ワインについては、発酵後の日本ワインに加えることができる。ただし、当該発酵後の日本ワインについては、容器を替えること

なく直接運送するための容器において発酵させた場合に限る。加えられた糖類の重量は、当該ブランド、甘味料または日本ワインを加えた後の日本ワインの総重量の10%を超えてはならない。

- 甘味料（日本国において収穫されたぶどうの搾汁または濃縮搾汁の形態のもの）については、発酵後の日本ワインに加えることができる。ただし、加えられた甘味料の糖類の重量は、当該甘味料を加えた後の日本ワインの総重量の10パーセントを超えてはならない。
- 甘味料（糖類の形態のもの）については、発酵後の日本ワインに加えることができる。ただし、加えられた糖類の重量は、当該糖類を加えた後の日本ワインの総重量の10%を超えてはならない。

EUで承認された以上の醸造法のうち、補糖に関しては、これまでもショ糖による補糖は認められていたが、ぶどう糖や果糖による補糖は不可能であった。補糖の上限についても、甲州種では3%分のアルコール濃度増加までしか認められていなかったところ、日本ワインについては、加える糖類の重量が当初のぶどうの搾汁に含有される糖類の重量に達するまでは補糖が認められることとなった。補糖後のアルコール濃度も、実アルコール分で15%に収まればよい。さらに、総酸度の下限や揮発酸の上限に関する基準も日本ワインには適用されない。発酵後に糖類の形態の甘味料を加えることはEU法では認められていないが、これも日本ワインについては承認されることとなった。

#### （4）今後 EU で段階的に認められる添加物

これまで日本では認められてきたが、EUでは認められていないいくつかの添加物が、今後、段階的にEUで承認されることになっている。協定第2・26条第1項は、「欧州連合は、附属書2E第2編第C節に掲げる醸造法を承認するため迅速に必要な手段をとり、及びその承認のための自国の手続が完了した旨を日本国に通告する」とし、附属書2E第2編第C節には、柿タンニン、微小繊維状セルロース、フィチン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、カゼインナトリウムの5つが掲げられている。これは、日本側の第2段階の添加物承認

手続に対応する。

また、協定第 2・27 条第 1 項は、「欧州連合は、附属書 2E 第 2 編第 D 節に掲げる醸造法を承認するため必要な手段をとり、及びその承認のための自国の手続が完了した旨を日本国に通告する」とし、附属書 2E 第 2 編第 D 節には、酸性リン酸カルシウムなど 20 種の添加物が列挙されている。この手続は、日本側の第 3 段階の添加物承認手続に対応するものである。

#### (5) 日本の生産者による自己証明

すでに繰り返し述べてきたように、これまでは、EU 域内に向けて 1 貨物あたり 100 リットルを超えるビン詰ワインを輸出する場合には、酒類総合研究所が発行する証明書・分析報告書の添付が義務付けられていたが、EPA 発効により、日本ワインについては、一定の条件の下で、生産者の作成する証明書を添付すればよいこととなった。

協定第 2・28 条は、「日本国の法令の範囲内で認証された証明書（日本国の権限のある当局によって承認された生産者が作成する自己証明書を含む。）は、日本国を原産とするぶどう酒製品の欧州連合における輸入及び販売のための要件（前三条に定めるもの）が満たされた証拠となる文書として十分なものと認められる」と規定している。したがって、EU における輸入・販売のための要件が満たされていることの証明は、「日本国の権限のある当局によって承認された生産者が作成する自己証明書」があればよい。これには、輸出の都度、迅速な証明が可能であることのほか、従来必要であった酒類総合研究所への費用が後述の手数料を除いて不要になるという点でメリットがある。

日本ワインの生産者が自己証明書を作成するにあたり、あらかじめ、酒類総合研究所から、自己証明製造者として承認を受け、EU への通報後、EU のウェブサイト公表されることが必要である。また、実アルコール分、総亜硫酸および総酸について、証明の都度、EU の定める方法にしたがい自ら分析を行う

## 日 EU 経済連携協定 (EPA) 発効後の日本ワインの輸出とその課題

こととし、その分析値の正確さを確保する観点から、3年に1回、当該生産者は、酒類総合研究所が実施する技能試験を受験しなければならない。

日本ワイン生産者の自己証明書をもって EU での販売を認める措置は、日本側による第2段階の添加物の承認手続が遅れた場合には、そのペナルティとして、一時的に停止される可能性がある (協定第2・29条第3項)。

自己証明書以外による証明方法として、酒類総合研究所の証明によることもできる。その発行費用は、従来の証明書・分析報告書より大幅に軽減されているが、輸出の都度、証明を申請しなければならず、自己証明と比較して多少の時間を要することとなる。また、申請に際し、誓約書や「日本ワイン醸造行為に関する表明書」など証明に必要な書類、ワイン 0.75 リットル 1 本を送付する必要がある。

### (6) 残された規制

日 EU・EPA により、日本ワインの輸出手続は大幅に緩和されたが、いくつか重要な規制は維持されている。容器容量規制がそのひとつであり、EU 法では、100 ミリリットル以上、1,500 ミリリットル以下のワインボトルが容量規制の対象になっている。一般のスティルワインについては、100, 187, 250, 375, 500, 750, 1,000, 1,500 ミリリットルのいずれかの容量のボトルの使用が義務付けられている (フランスの「ヴァン・ジョース」については例外的に 620 ミリリットル)。また、スパークリングワインについては、125 ミリリットル以上、1,500 ミリリットル以下が規制の対象で、125, 200, 375, 750, 1,500 ミリリットルの5種類が認められている<sup>(17)</sup>。日本で広く使われている 720 ミリリットル、360 ミリリットルのボトルのワインは、EU で販売することはできない。

二酸化硫黄の上限についても、これまでどおり EU の基準に適合することを求められる。すなわち、一般の辛口ワインの場合、赤ワインでは 150mg/L、白・ロゼワインでは 200mg/L が上限となる。なお、地理的表示「山梨」の生産基



準では、辛口ワインの二酸化硫黄の上限は 250mg/L に設定されているが、EU 法の定める上限はそれよりも厳しいことに留意しておく必要がある。

補酸、除酸、おり下げなどに使用する添加物は、前述のように今後段階的に EU で認められていく形になるが、EU において認可されるまでは輸出することができないため、輸出する時点で、すでに EU で認可されている添加物を使用しなければならない。

## 4 EU における日本の地理的表示の保護

### (1) EU でも保護される日本の地理的表示

2015 年以降、日本ワインの定義やラベル表示のルールが定められ、また、「山梨」につづいて「北海道」が地理的表示に指定されたが、原則として、日本のワイン法が適用されるのも、日本の地理的表示が保護されるのも、日本国内に限られる。しかし、海外における日本ワインの認知度が上がり、輸出が増加しつつある今日、国内のみならず海外においても、日本ワインのブランドや地理的表示を保護する必要性が高まっている。TRIPS 協定 23 条 4 により、ワインの地理的表示の多国間通報登録制度の設立に向けて WTO で交渉すべきこととなっている<sup>(18)</sup> が、それがいまだ実現していない状況にあって、日本の地理的表示を海外で保護するには、各国の国内制度にもとづいて地理的表示の申請を行うか、EPA などの二国間または多国間の協定による相互保護に頼らざるをえない<sup>(19)</sup>。

日 EU・EPA 交渉において、EU は、加盟国の地理的表示の保護強化を日本側に求め、日本側も EU において保護されるべき日本の地理的表示のリストを作成した。交渉の結果、EU 加盟国の酒類の地理的表示 139 件が日本で保護され、また、日本の酒類の地理的表示のうち、ワインの山梨、焼酎の壱岐、球磨、

## 日 EU 経済連携協定（EPA）発効後の日本ワインの輸出とその課題

薩摩、琉球、清酒の日本酒、白山、山形の合計 8 件が、EU でも保護されることとなった。2018 年 6 月に国税庁長官に指定されたワインの北海道および清酒の灘五郷については、EPA の地理的表示リストには盛り込まれなかったものの、今後の改定により、EU でも保護される地理的表示となる見通しである。

EPA では、酒類以外の食品・農産物の地理的表示も相互保護の対象となっている。日本における食品・農林水産物の地理的表示制度は、2014 年に制定された地理的表示法（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律）によって、酒類の地理的表示制度から 20 年も遅れた形で導入されたものであるが、2015 年 12 月から 2020 年 3 月までの間に、外国の地理的表示 1 件（イタリアの「プロシュット・ディ・パルマ」）を含む、合計 94 件の地理的表示が登録されている（登録後、登録生産者団体から登録失効の届出があったために削除されたものが 1 件）。このうち、神戸ビーフや夕張メロンなど 48 件が、2019 年 2 月 1 日の EPA 発効と同時に、EU においても地理的表示として保護されることとなった。同時に、EU 加盟国の食品・農産物の地理的表示のうち、フランスのロックフォールやギリシアのフェタなど、合計 71 件が日本の地理的表示法にもとづいて地理的表示に指定され、日本において保護される地理的表示となっている。

### （2）EU 以外でも保護が必要

日本の酒類や農林水産物は、EU 加盟国のみならず、その他の国々に向けて輸出されている。かかる状況に鑑みると、EU 以外の国々においても日本の地理的表示は保護されてしかるべきであろう。

海外における酒類の地理的表示については、中南米のいくつかの国との間で、相互保護が実現されている事例がある。メキシコおよびペルーにおいては、それぞれの国との二国間協定にもとづき、壱岐、球磨、薩摩、琉球が保護され、チリにおいては、薩摩が保護されている。しかし、これらの国との協定のリストには、日本ワインの地理的表示は含まれていない。メキシコとの協定の発効

## 日 EU 経済連携協定 (EPA) 発効後の日本ワインの輸出とその課題

は 2005 年、ペルーとの協定は 2012 年、チリとの協定は 2007 年であり、いずれも地理的表示「山梨」が指定される前のものだからである<sup>(20)</sup>。

他方で、農林水産物の地理的表示に関しては、農林水産省において相互保護に向けた取り組みが進められているようである。タイとの間では、2017 年 3 月、農林水産省とタイ王国商務省知的財産局が、地理的表示の重要性および地理的表示の相互保護の必要性について認識し、相互保護に向けた協力を開始することで合意にいたっている<sup>(21)</sup>。また、ベトナムについても、2017 年 6 月に、日本の農林水産省食料産業局とベトナムの国家知的財産庁が「地理的表示に係る協力覚書」に署名している<sup>(22)</sup>。もっとも、EU 諸国に比べると、東アジアおよび東南アジアの国々における地理的表示の保護には課題があり、自国の地理的表示さえも十分な保護がなされていない状況にあるとの指摘もみられる。

## 5 EPA を通して明らかになった日本ワインの課題

以上、EU における日本産ワイン輸入規制の撤廃・緩和、そして地理的表示の相互保護を中心に、日 EU・EPA の内容を確認してきたが、最後に、あらためてその意義について考えるとともに、EPA によって明らかになった日本ワインの課題をいくつか指摘しておくことにしたい。

第一に、この EPA は、日本ワインの輸出促進に寄与することが期待される。従来、著しく困難であった EU 向けの日本ワイン輸出は、EPA 発効によって手続が大幅に容易になり、日本の生産者側の負担が軽減されることとなった。とくに小ロットの輸出が可能になることで、EU 諸国で多様な日本ワインが流通するようになり、消費者の目に触れる機会が増えるであろう。これまで日本ワインの存在自体がほとんど知られていなかったが、取り扱われる日本ワインのアイテム数が増えていけば、日本ワインがひとつのカテゴリーとして EU の消費者によって認知されることになるかもしれない。

## 日 EU 経済連携協定（EPA）発効後の日本ワインの輸出とその課題

第二に、これまで日本の国内法上の位置づけをもつにとどまり、しかも、法律ではなく国税庁の告示という形式で定義されたにすぎない「日本ワイン」が、EPAに明示的に規定されたことによって、国内のみならず、海外においてもその存在を認められるにいたったことを強調しておきたい。そのことは、日本のワイン法が対外的にも認められたことを意味するのであり、日本ワインの国際的なブランド確立に向けた強力な追い風となるであろう。

第三に、ワイン添加物の相互承認に準じた手続により、日本においても、海外の多くの生産国で広く使用されている添加物が承認されることは、EU側の生産者のみならず、日本の生産者や消費者にも利益をもたらしうるものと考えられる。こうした添加物の使用により、より効率的なワイン生産が可能になるのであれば、コストダウンが実現され、日本ワインの競争力が高まるかもしれない。

他方で、EPA交渉を通して、日本ワインが抱える課題も明らかになってきた。国税庁告示「果実酒等の製法品質表示基準」によると、日本ワインとは、国内製造ワインのうち、原則として、「原料の果実として国内で収穫されたぶどうのみを使用したものをいう」と定義されており、ブドウ品種、果汁糖度、アルコール度などの品質にかかわる要件は定められていない。日本国内で収穫されたブドウのみを使用し、国内で製造すれば、その品質の如何を問わず、国税庁の定義する日本ワインには該当しうるのであり、それゆえ、EU市場に向けた輸出も前述のような手続で済むのである。

高品質な日本ワインがEU市場に出回るのであれば、日本ワインの社会的評価は高まり、ブランド力の強化に資するであろうが、逆に、品質上問題のあるワインが日本ワインの名の下に輸出されると、日本ワイン全体のブランドイメージが損なわれるおそれもある。品質要件を欠く現在の法的枠組みでは、こうした事態を未然に防止することはできない。日本ワインブームの流れに乗って、近年、新設のワイナリーが国内各地に誕生しており、とくにワイン特区に

おける果実酒製造免許の要件緩和の効果<sup>(23)</sup>で、小規模ワイナリーが増えているが、そうしたワイナリーの中には醸造技術や品質管理の面で十分ではないところも存在するという。そこで、日本ワインの定義に品質要件を盛り込むか、あるいは、「日本ワイン」という地理的表示の指定を検討することも、選択肢として考える余地がある。

地理的表示ワインは、たんなる日本ワインとは異なり、定められた生産基準を満たしたワインでなければ、その地理的表示を使用することができない。そうした地理的表示に日本ワインを指定することで、「日本ワイン」を名乗る要件を厳格化し、一定の品質要件を課すことが可能になり、その品質が保証されることになるのである。すでに清酒について「日本酒」が地理的表示に指定された例が存在することに鑑みると、日本国全域を生産地域とする地理的表示の指定は、決して不可能ではないものと思われる。

EUにおいては、原則として、地理的表示ワインでなければ、ラベルに地名を表示することはできないとされている。日本ワインの多くは、2015年以降、新しい表示基準の下でも、ブドウ収穫地やワイン醸造地など、何らかの地名をラベルに表示しているが、EUでは、それらの地名も、地理的表示でない限りワイン産地名とはみなされず、保護を受けることができない。実際に海外に輸出するかどうかにかかわらず、日本国内の主だったワイン産地は、地理的表示の指定に向けて動き出すべきであろう。

既存の地理的表示についても、将来的には生産基準の厳格化を検討すべきものと考えられる。現在までに指定されている2件の日本ワインの地理的表示は、いずれも都道府県を単位としたもので、生産地の範囲は広く、EUのAOPに比べて生産基準が緩いという指摘もなされている。日本国内においては、いまだ地理的表示制度が消費者には十分知られているとはいえない状況にあり、地理的表示制度を浸透させていくためには、ある程度のボリュームが必要となるため、極端な厳格化は避けるべきであろうが、数年ごとに基準を見直す機会を

## 日 EU 経済連携協定 (EPA) 発効後の日本ワインの輸出とその課題

設け、生産者のコンセンサスをとりながら、徐々に厳格化していく方途が模索されてもよいであろう。また、それと並行して、山梨と北海道という既存の地理的表示の中に、より限定された地理的表示を新設することも検討されてしかるべきである。そこでは、既存の都道府県単位の地理的表示よりも厳格な生産基準が求められることになる<sup>(24)</sup>。

日 EU・EPA の発効を契機に、日本ワインの輸出は拡大し、今後、海外の消費者が日本ワインに接する機会は増えていくであろう。国際的に通用するワイン造りが生産者には求められることは多言を要しないが、行政側には、真に日本ワインの品質向上につながるようなワイン法の運用と地理的表示制度の積極的活用を求めたい。

- (1) ヒュー・ジョンソン (小林章夫訳) 『ワイン物語——芳醇な味と香りの世界史 (下)』 (平凡社, 2008 年) 164 頁。
- (2) この点につき、詳しくは、蛭原健介 『ワイン法』 (講談社, 2019 年) 112 頁以下。
- (3) Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 establishing a common organisation of the markets in agricultural products and repealing Council Regulations (EEC) No 922/72, (EEC) No 234/79, (EC) No 1037/2001 and (EC) No 1234/2007.
- (4) Commission Delegated Regulation (EU) 2018/273 of 11 December 2017 supplementing Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council as regards the scheme of authorisations for vine plantings, the vineyard register, accompanying documents and certification, the inward and outward register, compulsory declarations, notifications and publication of notified information, and supplementing Regulation (EU) No 1306/2013 of the European Parliament and of the Council as regards the relevant checks and penalties, amending Commission Regulations (EC) No 555/2008, (EC) No 606/2009 and (EC) No 607/2009 and repealing Commission Regulation (EC) No 436/2009 and Commission Delegated Regulation (EU) 2015/560.
- (5) 蛭原健介 『はじめてのワイン法』 (虹有社, 2014 年) 130 頁以下参照。
- (6) 蛭原健介・前掲書 263 頁参照。
- (7) 地理的表示「北海道」の生産基準には、次のように定められている。「補酸す

## 日 EU 経済連携協定 (EPA) 発効後の日本ワインの輸出とその課題

る前の果汁の総酸値が7.5g/L未満である場合の補酸は、官能的に酸味を増す目的とみなし認めない。ただし、果汁糖度が21%以上であり、かつ、補酸する前の果汁の総酸値が7.5g/L以上の場合に限り、色調の安定化、亜硫酸調整等の品質保全の目的でpH調整を行う必要最小限の補酸として1.0g/Lまで認める。」

- (8) Commission Delegated Regulation (EU) 2019/934 of 12 March 2019 supplementing Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council as regards wine-growing areas where the alcoholic strength may be increased, authorised oenological practices and restrictions applicable to the production and conservation of grapevine products, the minimum percentage of alcohol for by-products and their disposal, and publication of OIV files.
- (9) 蛭原健介『日本のワイン法』(虹有社, 2020年) 145頁。
- (10) 現在も、ワインラベル表示に関する委員会委任規則 50 条 1 項により、EU 域外の第三国のワインに品種名を表示する場合は、OIV, UPOV, IBPGR などの国際機関のリストに掲載された品種でなければならないと規定されている。Commission Delegated Regulation (EU) 2019/33 of 17 October 2018 supplementing Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council as regards applications for protection of designations of origin, geographical indications and traditional terms in the wine sector, the objection procedure, restrictions of use, amendments to product specifications, cancellation of protection, and labelling and presentation. 蛭原健介『はじめてのワイン法』(前掲) 212 頁参照。
- (11) 飯島隆「日 EU・経済連携協定 (EPA) における酒類にかかる交渉結果について」日本醸造協会誌 113 巻 10 号 602 頁。
- (12) 飯島隆・前掲論文 604 頁。ちなみに、この論文では、EU 側の担当官が日本ワインを試飲して、その品質を高く評価したことが指摘されている。
- (13) それゆえに、近年ワイン製造に使用できる添加物として新たに追加されたものはきわめて少なく、2006 年のカゼイン、カゼインナトリウム、 $\beta$ -グルカナーゼ、2015 年のカルボキシメチルセルロースがあげられる程度である。飯島隆・前掲論文 606 頁参照。
- (14) 飯島隆・前掲論文 608 頁。
- (15) 飯島隆・前掲論文 604 頁。
- (16) 飯島隆・前掲論文 608 頁。パーライトはワインの清澄、ピロ亜硫酸カリウムは殺菌、酸化防止、酒質安定などを目的として使用される添加物である。なお、飯島氏によると、日本において承認されている添加物はナトリウム塩 (たとえばカゼインナトリウム) が多く、EU において承認されている添加物はカリウム塩 (たとえばカゼインカリウム) が多いという。

- (17) Directive 2007/45/EC of the European Parliament and of the Council of 5 September 2007 laying down rules on nominal quantities for prepacked products, repealing Council Directives 75/106/EEC and 80/232/EEC, and amending Council Directive 76/211/EEC.
- (18) TRIPS 協定 23 条 4 は、「ぶどう酒の地理的表示の保護を促進するため、ぶどう酒の地理的表示の通報及び登録に関する多数国間の制度であって、当該制度に参加する加盟国において保護されるぶどう酒の地理的表示を対象とするものの設立について、貿易関連知的所有権理事会において交渉を行う」と規定している。
- (19) このほかに、「既に多国間通報登録制度が確立している『原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定』に加盟する」という手段もあるが、このリスボン協定の「加盟国は 30 カ国程度とさほど多くなく効果は限定的であること、また協定締結は国会承認を経る必要があり軽々にできないので、現実的ではない」との指摘がある。飯島隆・前掲論文 597 頁以下。
- (20) 国税庁の飯島氏によると、かつては、海外の酒類 GI 保護に対するわが国の基本的考えとして、「(海外の GI 保護は)WTO における多国間通報登録制度に関する結論を踏まえて行うべきであり、WTO での結論が得られる前にバイ交渉で(先行して)保護をするのは適当ではない」という立場が維持されており、過去の EPA 等では、わが国から交渉相手国に対し酒類 GI の相互保護を求めることはなく、また逆に交渉相手国から求められた場合は、消極的姿勢を示し、こうした基本的考えを伝達するというのが通例であったという。飯島隆・前掲論文 598 頁。
- (21) タイにおける地理的表示の保護につき、蛭原健介「タイ王国における地理的表示保護制度」明治学院大学法律科学研究所年報 36 号を参照されたい。
- (22) ベトナムにおける地理的表示の保護については、蛭原健介「ベトナム社会主義共和国における地理的表示制度と登録産品」明治学院大学法律科学研究所年報 35 号を参照。
- (23) ワイン特区につき、詳しくは、蛭原健介『日本のワイン法』(前掲) 32 頁以下。
- (24) この点に関して、詳しくは、蛭原健介「産地の範囲が重複する酒類の地理的表示について」明治学院大学法学研究 104 号、同「日本ワインの地理的表示制度の活用に向けて」明治学院大学法学研究 107 号参照。